

デジタル庁 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 都道府県	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
180	地方に対する規制緩和	11 その他	地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」どこでも利用できるようにする等のため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようにするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	現在、国ではデジタルガバメント実行計画に基づき行政手続のデジタル化を進めており、旅券発給業務においては2022年度から電子申請等の導入を検討している。(旅券申請の際は旅券窓口に出頭が必要。システム導入後にも窓口出頭義務は残る予定。)	これまで地方公共団体が行ってきた、住民の利便性を高めるための取り組みを阻害することなく、デジタルガバメント実行計画を推進することにより、より一層、住民の利便性が向上すると考える。	旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)	デジタル庁、外務省	広島県、静岡県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	旭川市、千葉県、静岡県、田原市、大阪府、広島市、大分県、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○旅券事務の電子化に必要な機材設備については、都道府県への配備は外務省で機材調達の上配備し、旅券事務を権限移譲している市町村への配備は都道府県で負担することとしている。このため、地方分権推進の一環で、住民サービスの向上のために市町村への権限移譲に取組んだ都道府県ほど、多大な負担が生じることとなる。都道府県への機材配備も、既存の外務省のシステム用回線が配備されている事務所(いわゆる「機械化事務所」)においては、旅券事務電子化当初(2022年度)に配慮を行うが、外務省のシステム用回線が未整備の事務所(いわゆる「非機械化事務所」)については、都道府県が負担する数ではなく、外務省が全国的な配置数を考慮しながら機材調達必要数を決定の上配属することとしている。このため、都道府県において機材が不足する場合は、各都道府県が負担の上機材を調達する。あるいは外務省の調達機材の範囲での電子化導入となり、旅券事務の移行に必要な機材があるにもかかわらず、都道府県に負担が生じたり、あるいは電子化の対応が機材の配属数に限られ、住民サービスが低下したりする恐れがある。 ○当県においても、従来の紙申請書による申請については県内のいずれの市町村でも可能となっており、電子申請導入により住所のある市町村でしか申請できないことになると、申請者の利便性が損なわれる。外務省は平成20年1月17日付け「居所申請及び氏名の読み方・表記の例外の拡大に関する対応答復書」において、「市町村は、その境界内に住所を有しない者が当該市町村が所在する同一都道府県内に住所又は居所を有している場合には、自らのもを採らない事情を証明しない限り、その者からの一般旅券発給申請は受け付けるべきである」との見解を示しており、電子申請の導入に当たっても、この見解を踏まえ、申請者が県内市町村窓口を選択することが可能な設計をするべきであると考えられる。 ○旅券事務について、電子申請システム導入後も、従来どおり県民の住所地にかかわらず県内全ての市町村窓口を利用できるように、県民の利便性が向上し、地方の取組が後退しないシステムとすること。 ○旅券事務を移譲された市町村窓口に係る整備費用は国負担の対象外となっていることから、分権を推進した地方自治体により大きな負担を強いられることとなり、各市町村における対応状況(導入の有無・時期等)に差異が生じ、住民サービスに不均衡が生じるおそれがある。 また、紙申請・電子申請の併用により業務の継続・混乱が見込まれる上、国が示す現在のシステム案ではエラー対応の多くを職員が行うこととなっており、導入に伴う負担が大きい。 ○現在、当団体では、事務移譲している市町村の一部において、事務を広域連携で処理しており、広域連携を行っている住民にとっては、住民居所所在地と申請(受領)市町村とが異なる場合がある。 例) A市を幹事団体とするA市・B市・C市の3市での広域連携の場合、B市・C市の住民はA市で申請(受領)する。 上記の場合、B市・C市の住民の電子申請システムでは、A市が表示される仕組みが必要である。 現行の紙申請と電子申請の窓口が異なれば、これまで進めてきた事務移譲に混乱が生じるため、都道府県の状況に応じたシステムを構築されること。 ○当県においても地方分権を進め、県民の利便性向上を図ることを目的として、旅券発給窓口業務を全市町村に権限移譲している。 権限移譲については多くの都道府県で、状況は異なるものの、行われていることから、国においても考慮されるべきと考えられる。 旅券発給事務のデジタル化を円滑に進めるためには、権限移譲をはじめ都道府県や市町村の状況を踏まえた制度設計を行い、適切な時期に導入することが必要である。 ○地方独自のサービスもあり、現時点において電子申請の住所地以外の全市町村での窓口利用が可能になるのか、または各県ごとに異なるのが定まっていない状況にある。そのため、一例として、戸籍情報の確認にマイナンバーカードでの取り寄せが想定されているが、旅券窓口での機材の設置に伴い市外住民の情報共有をどこまで出来るかが懸念される。また、旅券窓口を設けていない市町村が全て開設されずに電子化を進めた場合、近隣市の住民の当市での申請が予想され当市民の待機時間が長くなりサービス促進が妨げられる。 	県内市町村窓口の自由選択などの仕組等、地方独自のサービスについては、可能な限り維持されるよう努めていく方針で制度の検討をしている。都道府県により多様であることを踏まえ、現在の地方独自サービス水準が低下しないよう、各都道府県の状況を丁寧に調査し、早期に仕様案をお示し頂いた上で緊密な意見交換等を行い、所要の機能実装を行われるようお願いする。今後の費用負担については判断できないが、仮に市町村に必要な機材を国として負担するよう要望されても、そのために必要な予算の目途は立っていない旨回答せざるを得ない。なお、都道府県が市町村に再委託しているか否かで国の負担を減らすことはしていない。	回答前段については、窓口自由選択等の地方独自サービスの内容が都道府県により多様であることを踏まえ、現在の地方独自サービス水準が低下しないよう、各都道府県の状況を丁寧に調査し、早期に仕様案をお示し頂いた上で緊密な意見交換等を行い、所要の機能実装を行われるようお願いする。回答後段については、これまでの間、旅券事務の移譲を受けた市町村の事務費については、特別のネットワーク接続機器等なしで実施可能であったため、都道府県がその手数料収入を財源として交付する移譲事務交付金でその事務費を賄うことができた。しかしながら、今回の電子申請導入に伴う機器整備(LGWAN端末等の経費を含む)については、移譲事務交付金に含める制度的な設計はなされておらず、また、今後国が具体的に示す仕様によっては多額となる可能性もあり、結果的に、国の事業実施のため地方団体が経費の負担を強いられることになる。以上を踏まえ、地方分権の成果を阻害しない観点から更なる検討を頂きたい。		

デジタル庁 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>〔千葉県〕</p> <p>都道府県手数料は、現在行っている旅券の発給業務に係る人件費や事務費等に充当しているものであり、今後新たに導入される電子申請に係る機器整備費などは含まれていないことから、権限移譲した市町村が必要とする電子申請に係る機器についても国負担としていただきたい。</p> <p>【大阪府】</p> <p>外務省の前段の回答では、「地方独自のサービスについては、可能な限り維持されるよう努めていく方針で制度の検討をしている」とされており、未だ具体的な制度が確定していないため、都道府県や市町村では、今夏に必要な経費を予算要求することができず、2022年度から電子申請を導入することができなくなるため、早急に制度を確定し、お示しいただきたい。また、都道府県や市町村の進捗状況を勘案していただき、導入時期の再検討をお願いしたい。</p> <p>また、総務省では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図ることを目的に地方分権改革を推進している。都道府県でも同様に地方分権を進める観点から、全都道府県の7割以上が旅券の事務移譲を行っている。</p> <p>都道府県では、旅券法第20条第2項により政令で定める額を標準として手数料を徴収しているところであるが、デジタル化の推進は新たな国策であることから、電子申請等の導入に伴い、新たに発生する必要機材費用等については、都道府県が市町村に事務を再委託(移譲)しているかの有無にかかわらず、現在の手数料の範囲で賄うのではなく、国が全額負担すべきであると考えます。</p> <p>後段の回答では、「都道府県が市町村に再委託しているか否かで国の負担を減らすようなことはしていない」とされていることから、予算の目途が立たないことを理由に、地方分権改革を進めている都道府県に不利となるような対応は改めるべきであり、適切な措置を求めます。</p> <p>権限移譲が進む旅券事務において市町村での電子申請等の導入が限定的になれば、国が推進する行政のデジタル化が停滞しかねない状況になるため、電子申請等の導入が確実なものとなるよう制度設計されたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>外務省は旅券課長が出席し、本年1月以降、ほぼ毎月、47都道府県と電子申請に関する意見交換会(注)を実施し、業務フォロー、必要な機器の規格や価格、法改正やキャッシュレス化の検討等につき、毎回、資料配付の上、丁寧に説明を行い、その都度、質疑応答を設けてきた。その際にはアンケート実施等も活用し各都道府県の実情把握にも努めてきている。</p> <p>(注)更に、以下のあらゆる機会に電子申請について意見交換を実施 外務省旅券課長と各都道府県旅券事務所長(又は担当職)との意見交換(昨年10月～昨年12月に1回ずつ計47回以上) 旅券電子申請パイロット実証プロジェクト準備のための打合せ(一部都道府県及び市町村を対象とし毎月1回) 各地域のブロック会議(6地域と年1回ずつ) 47都道府県との旅券事務主管課長会議(年2回) 14の幹事都道府県との上記課長会議幹事会(年1回) こうした意見交換では、窓口自由選択等の地方独自のサービスについても御要望を頂いており、できる限り現行の窓口選択のあり方を踏襲できるよう、マイナポータル上での申請サイトの仕様に關しデジタル庁と協議を行っており、仕様が固まり次第、47都道府県に情報提供したい旨回答した。</p> <p>また、市町村窓口で電子申請を導入する場合の必要機器の費用を国が負担するよう御要望も頂いており、第1次回答にある点(旅券業務は都道府県知事への法定受託事務であり、都道府県事務所の必要機器は国が負担してきたことや、市町村窓口で導入する場合の必要機器に関する予算確保を予め約束することは困難であること)に加え、外務省側からは、国の旅券手数料は一般会計であるのでこれにあてることができないことや、地方交付税交付金を担う総務省に御要望はお伝えしている旨なども併せて回答した。</p> <p>更に、各都道府県毎に固有の事情もあることから、従来からの紙申請を維持するとの選択肢を維持したり、電子申請導入時期を各都道府県の判断に委ねるなど、柔軟な制度設計とすることや、必要機器に要する費用が極小化されるように既存のLG-WANネットワークに接続した汎用端末のウェブブラウザから旅券業務が実施できるようにするシステム設計であることなどを説明した。</p> <p>引き続き、都道府県の意見を丁寧に伺いながら、かつ適時に情報提供しながら、費用対効果にも十分配慮し、これまでの住民サービスができる限り維持されるような柔軟な制度設計となるよう努めて参りたい。</p>	<p>〔3〕旅券法(昭26法267)</p> <p>一般旅券の発給の申請及び紛失又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。</p> <p>(関係府省：外務省)</p>	システム構築を実施	令和5年3月27日	都道府県との意見交換会を実施し、習熟(操作テスト)等も令和5年1月に実施。 令和5年3月27日より電子申請の運用を開始。	